

---

# 看護福祉学部看護学科の コース制の履修方法等に関する細則

---

(目的)

第1条 この細則は、看護福祉学部履修規程（以下、「履修規程」という。）第6条に定める看護学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

(コース制)

第2条 看護学科に、次に掲げる履修コース（以下「コース」という。）を置くものとする。

保健師養成コース

(国家試験受験資格の取得)

第3条 看護学科において取得可能な国家試験受験資格は、次に掲げるとおりである。

看護師国家試験受験資格

保健師国家試験受験資格

2 保健師国家試験受験資格を取得するためには、保健師養成コースに登録し、当該コースで開設する科目の履修および単位修得が必要である。

(コース登録要件)

第4条 保健師養成コースへの登録を希望する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 当該コースで学ぶ意思が明確であること。

(2) 第3学年前期までの既修得科目の成績の平均が「良」以上であること。

(コース登録手続)

第5条 第2条に定める履修コースに所属するには、所定の手続きをしなければならない。

2 前項に定める登録手続については、所定の用紙を第3学年後期の指定する期限までに提出しなければならない。

3 所定の用紙にて登録希望を申し出た学生を対象として、学科より選出した選考委員によって、原則、第3学年12月に選考を行う。

4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5 コースの登録後の取止めについては、コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を提出することとする。

(コース登録学生数の制限)

第6条 当該コースに登録できる学生数は、原則として15名を上限とし、第4学年授業開始後に欠員が生じた場合の補充は行わない。

(その他)

第7条 コースの履修に関する事項については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則、看護福祉学部履修規程の定めるところによる。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表については、平成26年3月31日以前に在学している学生にも適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年4月1日現在で第2～4学年に在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表の「卒業研究」については、令和2年4月1日現在で第2～4学年に在学する学生にも適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。